

例規（交企、交指、
運免）第 21 号
平成27年3月27日

各 所 属 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

自動車安全運転センターに対する交通事故証明資料の提供について（例規
通達）

自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）の規定に基づき、自動車安全運転センター（以下「センター」という。）が行う交通事故に関する書面（以下「交通事故証明書」という。）の交付業務に資するため、山形県警察からセンターに提供する交通事故証明資料（以下「証明資料」という。）について下記のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

なお、「自動車安全運転センターが交通事故証明を行うことに伴う警察措置について」（昭和50年12月25日付け交発第600号）及び「自動車安全運転センターに対する交通事故証明資料の提供について」（平成9年2月25日付け例規（交企・交指・運教・地）第5号）は、平成27年3月31日限り、廃止する。

記

1 証明資料の提供

交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）は、交通事故情報管理システム運用要綱（平成8年12月27日付け例規（交企・交指・運教・情・地）第36号）第9の規定により、証明資料をセンターに提供する。この場合において、病死、自殺、確定的故意により死傷させられた事件、災害等に巻き込まれた場合その他交通事故の該当性に疑義があるものについては、関係所属と十分な協議を行い、その提供の適否を判断するものとする。

2 証明資料の作成等

- (1) 前項の証明資料の作成及びセンターに対する交付は、交通企画課長の指示により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が行う。
- (2) 運転免許課長は、あらかじめ証明資料を作成する担当者を指名するものとする。

3 証明資料の提供方法等

- (1) 証明資料は、外部記録媒体に記録し、交通事故証明資料送付書（別記様式）と共に提供する。
- (2) 運転免許課長は、前項第2号の担当者に対し、個人情報の取扱いに関する定め及び情報セキュリティ対策上の外部記録媒体に関する定めを遵守させなければならない。

4 証明資料の訂正

交通企画課長は、センターに提供した証明資料の内容を訂正する場合は、当該交通

事故の処理を行った所属及びセンターと緊密な連絡を取り、当該証明資料のデータの修正その他誤った交通事故証明書が交付されないために必要な措置を講ずるものとする。

5 交通事故証明に関する配慮事項

職員は、センターが行う交通事故証明に関し、自動車安全運転センター法第39条の規定により、次に掲げることの配慮をするものとする。

- (1) 交通部高速道路交通警察隊及び各警察署（交番・駐在所を含む。）に交通事故証明書交付申請書を備え付けるとともに、交通事故証明書の申請手続に関する問い合わせに適正に対応すること。
- (2) 交通事故証明書の交付を急ぎ受けたい旨の相談を受理した場合は、郵便振替払込金受領証等により当該交付手数料の納付が完了していることを確認した上でセンターに連絡するなど、可能な限り速やかに当該交通事故証明書の交付が行われるようにすること。

6 留意事項

証明資料は、交通事故情報管理システム運用要綱の規定に基づき入力したデータが使用されることから、当該データの入力に当たっては、印字されないような難解な文字を使用する場合、入力枠に収まらないような場合等は、センターに連絡を取り証明資料を作成すること。

(担当) 交通企画課分析統計係
運転免許課行政処分係

別記様式

年 月 日

自動車安全運転センター
山形県事務所所長 殿

交通部交通企画課長

交通事故証明資料送付書

次の交通事故証明資料を送付します。

1 人身交通事故証明資料

警察署名	証明番号	件数	備考	警察署名	証明番号	件数	備考
高速隊				長井			
山形				寒河江			
鶴岡				天童			
酒田				上山			
米沢				尾花沢			
新庄				庄内			
村山				小国			
南陽							

合計 件

2 物件交通事故証明資料

警察署名	証明番号	件数	備考	警察署名	証明番号	件数	備考
高速隊				長井			
山形				寒河江			
鶴岡				天童			
酒田				上山			
米沢				尾花沢			
新庄				庄内			
村山				小国			
南陽							

合計 件

送付担当者(運
転免許課員)印

--